

国民年金から

免除期間は

保険料の追納ができます

国民年金保険料の免除を受けた期間中は、老齢基礎年金額を計算するときに、保険料を納めていた期間と比べて年金額が3分の1になつてしまい、将来の年金額が少なくなつてしまいます。

そこで、生活にゆとりができたときには、将来の年金額をより多くするために、免除されていた期間の保険料を納めることができるようになります。

しかし、その期間の保険料をさかのぼって納めること（追納）ができるのは、過去10年以内です。追納額は、当時の額に一定率で加算された額になります。

有利な年金を受け、老後生活にゆとりが持てるよう、ぜひ追納しましょう。

国民年金は口座振替で

国民年金の保険料は、毎月確実に納めていくことが大切です。

納め忘れしないようにするため、金融機関の口座から自動的に

小作地所有の縦覧について

農地法第84条の規定により、平成12年8月1日現在の小作地の所有状況について、ご覧いただくことができます。

なお、電話での問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

実施期間 9月1日(金)から29日(金)まで(土・日・祝日を除く)

場所 農業委員会事務局
(白石市農林振興センター内)

☎22 1256

秋の交通安全市民総ぐるみ運動

実施期間 9月21日(木)から30日(土)までの10日間

運動の重点目標

- ・高齢者の交通事故防止
- ・チャイルドシートとシートベルトの着用の徹底
- ・飲酒、暴走など無謀運転の追放
- ・安全運転に努めていただき、本運動期間中も事故の無いよう市民の皆様のご協力をお願いします。

問 生活環境課 ☎22 1314

住宅金融公庫から

9月は障害者雇用促進月間です

住宅金融公庫の住宅ローンを返済中で、最近の不況に伴う失業や収入の減少などで返済にお困りの方に対しては、次のような返済方法の変更を実施しています。

- ①返済期間の延長(最長10年)
- ②元金据え置き期間の設定(最長3年)
- ③元金据え置き期間中の金利引き下げ

取扱期間は来年3月末まで。
問 住宅金融公庫東北支店

☎22 227 5003

10月29日(日)は白石市長選挙、白石市議会議員補欠選挙の投票日です

選挙は明るく、正しい選挙に！

任期満了に伴う白石市長選挙は、10月22日に告示され、10月29日に投票が行われます。

なお、現在市議会議員に欠員が生じているために、白石市議会議員補欠選挙も行われます。棄権することなく、みんなで大切な一票を投じましょう。

立候補予定者説明会
白石市長選挙および白石市議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会は、9月29日(金)午後1時30分から市役所4階第4会議室で行います。

問 選挙管理委員会事務局
(白石市役所1階)
☎22 1315

乳幼児(社会保険分)、心身障害者、母子・父子家庭医療費助成制度の登録(更新)手続きをお忘れなく！

乳幼児(社会保険分)、心身障害者、母子・父子家庭の次の方々に對し、病院にかかる費用の一部を助成する制度があります。

いずれの制度も所得の制限がありますが、詳しくは福祉事務所社会福祉係(☎22 1400)までお問い合わせください。

乳幼児医療費助成制度

(社会保険分)
入院および通院について満3歳に達する月の末日まで。

入院については、平成12年8月より満6歳に達する月の末日までに拡大されています。

心身障害者医療費助成制度

① 身体障害者手帳「1級」「2級」および「内部障害の3級」をお持ちの方

② 療育手帳「A」をお持ちの方

③ 特別児童扶養手当の障害程度が「1級」に該当する方

④ 職親に委託されている療育手帳「B」に該当する方

母子・父子家庭医療費助成制度

母子または父子家庭の母または父と、現に扶養している子供が18歳の年度末まで。

更新手続き日程表

月 日	実施場所	時 間
9月20日(水)	越 河 公 民 館	9:00~10:00
	斎 川 公 民 館	11:00~12:00
	白 川 公 民 館	13:00~14:00
	大鷹沢公民館	15:00~16:00
9月22日(金)	小 原 公 民 館	9:00~10:00
	大 平 公 民 館	11:00~12:00
	大 深 谷 公 民 館	13:00~14:00
	福 岡 公 民 館	15:00~16:00
9月27日(水)	市役所第2会議室	9:00~16:00
9月28日(木)	"	"

なお、現在登録されている方々については、更新の手続きが必要です。

今年度は次の日程で行いますので、更新の手続きをしてください。

(9月中旬、対象となる家庭に通知いたします。)

手続きに必要なもの

- ① 印鑑
- ② 現在使用している受給者証
- ③ 健康保険証
- ④ 銀行口座番号のわかるもの
- ⑤ 医療費受給資格更新申請書

(9月中旬、対象となる家庭に送付いたします。)

国民健康保険から被保険者証更新について

国保加入者の皆さんが現在使用している国民健康保険証の有効期限は9月末までとなっておりますが、保険証の更新については、昨年から国保加入者の利便を考慮し、各世帯主あて9月末に郵送することになっています。

今お使いの保険証は、新しい保険証が届いたら保険課、各地区公民館へおいでの際にお返しくださいようお願いいたします。

なお、3歳未満のお子さんのいる世帯で、次の表に該当される方には乳幼児医療費受給者証を同封いたしますが、該当される方で送付されない場合や詳しいことについては、保険課(☎22 1361)までお問い合わせください。

乳幼児医療費所得制限基準額表

扶養親族等の数	所得額
0人	3,401千円
1	3,781
2	4,161
3	4,541

1. 扶養親族1人につき38万円を加算
2. 老人扶養親族1人につき48万円を加算
3. 特定扶養親族1人につき53万円を加算

老人保健から老人医療受給者証の更新

昭和3年3月1日以前の生まれの方および障害認定などにより、平成10年3月1日以前に交付を受けた方の方の老人医療受給者証については、平成12年9月30日までの有効期限になっているため、今回、更新が必要です。

該当される方には、9月末に新しい受給者証を郵送いたしますが、老人保健法の改正により、有効期限の定めがなくなったことから、以後の更新は必要ありません。

なお、今お使いの受給者証は、新しい受給者証が届きましたら、保険課、各地区公民館へおいでの際にお返しくださいようお願いいたします。

問 保険課老人保健係
☎22 1361

国民健康保険税納め忘れていませんか

平成12年4月より国民健康保険法の一部が改正され、国保税の滞納世帯に対する取り扱いが変更になりました。1年以上滞納した場合は保険証を返していただき「資格証明書」が発行されるようになります。これにより医療機関でいったん医療費の全額を支払い、後日申請により7割または8割の払い戻しを受けるようになったり、国保の保険給付の全部または一部が差し止められるようになります。

白石市では、こういったことにならないよう、滞納世帯に対し有効期限を短くした「短期被保険者証」を交付し、納付相談回数を増やすことにいたしました。

問 税務課 ☎22 1313
保 險 課 ☎22 1361

国保税 Q&A

Q. 私は来月65歳になります。65歳以上の介護保険料は別の通知書になり、国民健康保険税に合算されなくなると聞きました。先月、国民健康保険税(本算定)通知書が送られてきましたが、このまま納めるのでしょうか。

A. 年度の途中で65歳になる方につきましては、あらかじめその分を月割にして計算しております。

今回の通知書はその計算の上での税額ですので、今年度はそのままお納めください。また、65歳になった月以降で月割にした介護保険料の通知書は別にお送りいたします。

郵便局も利用可能になり、ますます便利になった口座振替をご利用ください。

問 税務課国民健康保険税係
☎22 1313